



島根県報

令和7年5月20日（火）

号外 第 5 0 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（6件）	（道 路 維 持 課）	2
道路の供用開始（3件）	（ ” ）	8

告 示

島根県告示第302号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	大田井田江 津線	大田市温泉津町井田イ 444番1地先から同イ 1019番地先まで	前	メートル 9.93～ 38.21	メートル 649.30	県央県土整備 事務所大田事 業所	道路改良工事 拡幅及び減幅
			後	9.61～ 19.87	649.30		
〃	〃	大田市温泉津町井田イ 323番9地先から同イ 425番2地先まで	前	9.58～ 10.25	60.20		道路改良工事
			後	10.07～ 13.76	60.20		

島根県告示第303号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
一般国道	261号	江津市松川町八神105番 3地先から同575番2地 先まで	前	メートル 8.50～ 12.50	メートル 374.90	浜田県土整備 事務所	江の川河川改修工事 道路改良工事 拡幅
			後	9.20～ 28.80	374.90		

島根県告示第304号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	美郷飯南線	邑智郡美郷町上川戸402 番2地先から同617番1 地先まで	前	メートル 8.32～ 23.45	メートル 60.56	県央県土整備 事務所	災害防除工事
			後	メートル 8.32～ 36.83	メートル 60.56		

島根県告示第305号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	美郷飯南線	邑智郡美郷町上川戸617番1地先から同618番4地先まで	前	メートル 12.75～ 34.20	メートル 45.96	県央県土整備 事務所	災害防除工事
			後	メートル 12.78～ 37.63	メートル 45.96		

島根県告示第306号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	市木井原線	邑智郡邑南町矢上7102 番 6 地先から同地先ま で	前	メートル 13.90～ 46.10	メートル 13.60	県央県土整備 事務所	災害防除工事
			後	メートル 13.90～ 46.10	メートル 13.60		

島根県告示第307号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
県 道	市木井原線	邑智郡邑南町市木5173 番3地先から同地先まで	前	メートル 18.10～ 58.70	メートル 68.50	県央県土整備 事務所	災害防除工事
			後	30.90～ 69.10	68.50		

島根県告示第308号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	大田井田江津 線	大田市温泉津町井田イ427番1地先から 同イ451番2地先まで	メートル 300.00	令和7年 5月20日	県央県土整備 事務所大田事 業所	
〃	〃	大田市温泉津町井田イ427番1地先から 同イ451番2地先まで	300.00	令和7年 5月20日		

島根県告示第309号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
一般国道	261号	江津市松川町八神105番3地先から同 575番2地先まで	メートル 374.90	令和7年 5月20日	浜田県土整備 事務所	

島根県告示第310号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
県 道	浜田作木線	邑智郡邑南町戸河内3147番4地先から 同3148番7地先まで	メートル 44.10	令和7年 5月20日	県央県土整備 事務所	